

## 鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和4年9月8日（木曜日）		
開 会	午前9時57分	閉 会	午前11時0分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 椋田 昇一 副委員長 浅野 博文 委員 金田 靖典 加藤 茂樹 足立 考史 魚崎 勇 上田 孝春 寺坂 寛夫		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	庶務係主幹 石田久美子	議事係主任	萩原真智子
出席説明員	<p><b>【福祉部】</b></p> 福祉部長 竹間 恭子 次長兼地域福祉課長 山内 健 地域福祉課課長補佐 山根 径 地域福祉課指導監査室室長補佐 松田 珠美 次長兼長寿社会課長 橋本 涉 長寿社会課課長補佐 増田 和人 障がい福祉課長 田川 新一 障がい福祉課課長補佐 太田 信一 生活福祉課長 枅谷 承文 生活福祉課課長補佐 田中 直美 次長兼保険年金課長 藏増 祐子 保険年金課課長補佐 藤本 嘉宏 保険年金課医療費適正化推進室長 光浪佐紀子		
	<p><b>【健康こども部】</b></p> 健康こども部長 橋本 浩之 次長兼こども家庭課長 山下 宣之 こども家庭課課長補佐 入江 竜生 こども発達支援センター所長 平戸 由美 こども発達支援センター所長補佐 片山 知美 保健所副所長兼保健総務課長 竹内 一敏 保健医療課長 雁長 悦子 保健医療課課長補佐 竹内 大 次長兼健康・子育て推進課長 小野澤裕子 健康・子育て推進課健診推進室長 藤木 尚子 健康・子育て推進課課長補佐 小宮 覚 生活安全課長 山田 浩昭 生活安全課課長補佐 河本 秀樹		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時57分 開会

### 【福祉部】

◆椋田昇一委員長 おはようございます。ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。

本日の日程はお手元に配布のとおりです。今回、市立病院の議案がないため、福祉部、健康子ども部の議案説明を行いたいと思います。

それでは福祉部の議案説明に入ります前に、竹間福祉部長より御挨拶をいただきたいと思います。竹間部長。

○竹間恭子福祉部長 はい。皆さんおはようございます。福祉部の竹間です。今定例会に提出させていただいております福祉部に係る案件は予算議案3件となっております。まず、議案第112号は令和4年度鳥取市一般会計補正予算で、このうち福祉部関係としましては重症心身障がい児者等支援事業費など総額1,530万7,000円を計上させていただいております。次に議案第114号は令和4年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算で、佐治診療所の新型コロナウイルス感染症拡大防止などの経費として130万7,000円を計上させていただいております。最後に議案第115号は令和4年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算で、令和3年度の介護保険給付費の事業費確定に伴いまして、国・県支出金等の返還などの経費として11億6,871万8,000円を計上させていただいております。また、その他報告といたしまして、デイサービスセンターや友和苑の処分についてを報告させていただきます。詳細につきましては、この後各担当課長から説明をさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**議案第112号令和4年度鳥取市一般会計補正予算（第5号）のうち所管に属する部分（説明）**

◆椋田昇一委員長 はい、ありがとうございました。それでは議案第112号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について執行部説明をお願いします。松田補佐。

○松田珠美地域福祉課指導監査室室長補佐 はい。指導監査室の松田と申します。座って説明させていただきます。事業別概要で説明をさせていただきます。事業別概要の19ページ上段を御覧ください。福祉事業所指導監督事業費について説明をさせていただきます。介護・障がい福祉人材に対する処遇改善を目的に報酬改定が行われ、処遇改善加算が令和4年10月より改正されます。このためシステムの改修が必要となりました。内容としましては介護保険指定事業者等管理システムの改修に25万4,000円、障害福祉サービス指定事業者管理システムと障害児施設指定管理システムに53万7,000円、合わせて79万1,000円を計上させていただいています。なお、財源については補正予算説明資料の3ページにあります国庫補助金、予算書では17ページの国庫補助金12万7,000円が介護保険指定事業者等管理システムの改修事業費として充当になります。補助率は2分の1です。指導監査室は以上です。

◆椋田昇一委員長 橋本次長。

○橋本 涉次長兼長寿社会課長 長寿社会課橋本です。引き続きまして事業別概要書の19ページをお願いします。事業別概要19ページの下段でございます。社会福祉施設改修事業費です。内容としましては2件になります。まずは、さざんか会館の空調修繕でございます。2階のエアコンのほうの室外機のほうが1台壊れました。この暑い時期ですので修繕が必要ということで、73万7,000円計上させていただいています。もう1件は青谷町高齢者生活福祉センターでございます。こちらのほうも空調設備、エアコンが修理不能ということで壊れました。こちらのほう

うも取替えということで64万9,000円、合わせまして138万6,000円の予算計上とさせていただいております。

次のページです。20ページの上段になります。介護サービス事業継続支援事業費でございます。コロナ感染症、まだまだ収まっておりません。介護サービス事業者のほうでクラスターが発生した場合、急激に衛生用品、マスクとかガウン等が必要になってきますけども、なかなか事業者のほうで準備ができないというような状況が多々ございます。そういう不測の場合に備えまして、市で備蓄している衛生用品のほうを事業者のほうへ提供しております。市のほうの備蓄も少なくなっていましたので、そちらの備蓄の補充ということで、ガウン、フェイスシールドの補正予算を計上させていただいております。166万7,000円になります。財源につきましては、8割は国の交付金を活用させていただいております。

20ページ下段になります。ねんりんピック推進事業費でございます。議会の質問でもございましたけども、令和6年度にねんりんピックはばたけ鳥取2024大会が開催されます。鳥取市においてもスポーツ5種目プラス俳句ということで6種目が開催されることとなっております。本年度、神奈川県で行われる大会のほうに視察に行かせていただきたいと思っております。そちらの費用でございます。52万9,000円を計上しております。財源としましては、県のほうから補助金が出ます。10万円上限となっておりますので、県の補助金10万円、一般財源42万9,000円ということになっております。

めぐりまして21ページ上段でございます。高齢者虐待保護事業費でございます。家族からの虐待等で高齢者を保護するという目的の事業でございます。4月以降、虐待案件がちょっと増えておりまして、当初予算で見込んでおりましたのが5名であったんですけども、見込みとして12名分ということで補正をさせていただきたいと思っております。補正額が485万8,000円ということになります。その他財源につきましては高齢者利用者さんの手数料等になります。185万8,000円、一般財源が300万円ということになります。

長寿社会課は以上です。

◆**椋田昇一委員長** 田川課長。

○**田川新一障がい福祉課長** はい。障がい福祉課の田川でございます。障がい福祉課所管事業について説明申し上げます。事業別概要は続いて21ページの下段のほうになります。申し訳ありません。最初に1点訂正をお願いしたい箇所がございまして、21ページ下段の重症心身障がい児者等日中支援事業費の説明の記載があるところの一番最後のところになるんですけども、事業実績ということで書いておりまして、令和3年度の実績を記載しておりますが、このうちの放課後等デイサービス11件と記載しておりますところが10件の誤りでございましたので、お詫びして訂正いたします。令和3年度の実績の放課後等デイサービス11件を10件に訂正をお願いいたします。

では、説明のほうに移らせていただきたいと思っております。重症心身障がい児者等日中支援事業費でございます。補正予算としては546万6,000円をお願いするものでございます。まず、重症心身障がい児者とはどういった方かということをお知らせすると、これは四肢麻痺などにより歩行、排尿、排便などを含め、生活全般に支援が必要で重度の知的障がいのある障がい児、

障がい者をいいます。こうした重症心身障がい児者等を支える事業所、支援者は少なく、在宅生活での保護者の精神的・身体的負担が大きくなっております。また、保護者の高齢化に伴って親亡き後の生活の不安もあり、受け皿となる事業所を増やしたり、持続的な運営を支援したりすることが必要となっております。本事業はそうした背景から重症心身障がい児者等の受入れを行う事業所に補助することによりまして、重症心身障がい児者等がより地域で生活しやすくなるように、日中活動の場における支援の充実を図ろうとするものでございます。このたびは新たに2事業所からの申請があり、補正予算をお願いするものです。補助対象といたしましては生活介護事業所、短期入所事業所、放課後等デイサービス事業所において重症心身障がい児者等の支援を行う社会福祉法人等でございます。補助額は事業所別ごとに県が定めております基準単価、事業別概要記載のとおりでございます。例えば生活介護でありましたら重症心身障がい児者1人1日当たり2,900円でございますが、こういったことを基に算定いたします。財源は県補助金が2分の1でございます。

以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 藏増次長。

○**藏増祐子次長兼保険年金課長** 保険年金課藏増です。続きまして事業別概要22ページ上段を御覧ください。国民健康保険費特別会計へ繰出でございます。コロナ克服・新時代開拓臨時交付金の事業でございます。佐治診療所におけます新型コロナウイルス感染症対策のための経費に対しまして、国民健康保険特別会計へ繰り出すものでございます。医科分としまして31万5,000円、歯科分といたしまして29万5,000円、合計61万円を計上させていただきます。詳細につきましては特別会計のほうで説明をさせていただきます。

福祉部が所管する予算の説明は以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** はい。では、説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。はい。

#### 議案第114号令和4年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）（説明）

◆**棕田昇一委員長** では、続きまして、議案第114号令和4年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算について執行部説明をお願いします。はい、藏増次長。

○**藏増祐子次長兼保険年金課長** 保険年金課藏増です。国民健康保険費特別会計の補正予算に係る説明をさせていただきます。事業勘定と直診勘定がございますが、まず、事業勘定のほうから御説明申し上げます。事業別概要の53ページ下段でございます。徴収事務費でございます。ペイジー口座振替受付サービスの端末の更新に係る経費といたしまして68万8,000円を計上させていただきます。このペイジー端末は、キャッシュカードを窓口で端末に通していただきまして、暗証番号を入力することによりまして口座振替の受付ができるものでございます。このことによりまして書類の記入であったりとか、印鑑が不要となりまして、その場で口座登録ができる端末でございます。ペイジーでの口座振替の受付は、国民健康保険料の口座振替納付を推進することを目的といたしまして、平成25年度に保険年金課と各総合支所へ計9台導入

をいたしております。ペイジーの端末導入から9年を迎えまして、端末のうち、正常に通信が行えない端末が2台と磁気を読み取り不良の端末が3台出ておりまして、このたび更新をさせていただくものでございます。財源につきましては国の交付金を活用させていただきます。

続きまして直診勘定でございます。3件ございまして、まず、事業別概要54ページ上下段でございます。医科と歯科とございまして、いずれもコロナ克服・新時代開拓臨時交付金を活用した事業でございます。

まず、54ページ上段、医科感染防止対策事業費でございます。佐治診療所医科におきまして、新型コロナウイルス感染症対策のための備品購入等として経費を上げさせていただいております。2点ございまして、サーマルカメラと医療用吸引器でございます。サーマルカメラは体表温度測定器でございまして19万8,000円でございます。現有のものもあるんですけども、現有のものは感知範囲が狭く、スピーディーに体温が検温できない、または外から室内に入ったときの気温補正がないために、正確に速やかに検温をできないなどの課題がございまして、このたび高精度の機種に更新するものでございます。2点目の医療用吸引機でございますが、これは胃カメラを使用したときに使うものでございまして、胃カメラで胃の内容物を吸引しながらするものでございまして、現在はリユースタイプでございまして、タンクを洗浄しながら再使用しているものでございまして、吸引したものを医療廃棄物として廃棄できるタイプのものに交換するものでございます。合計31万5,000円を計上させていただいております。

下の段、歯科の事業でございます。こちらも2点ございまして、1点目は先ほどと同じくサーマルカメラ19万8,000円でございます。2点目につきましては超音波洗浄機9万7,000円でございます。これは治療器具を洗浄するものでございまして、超音波を発生させることによりまして治療器具の汚れを落とす機器でございます。感染予防に不可欠なものでございまして、平成8年購入のものでございまして26年経過をしております。振動が不安定なときがございましてこのたび更新をさせていただくものでございます。合計29万5,000円を計上をさせていただいております。

次のページをおめくりください。55ページ上段でございます。国県支出金等過年度分還付金でございます。これにつきましては、過年度に購入しました備品に対しまして例年国県支出金といたしまして概算払いを受けまして、入札残があった場合に超過交付金となったものを返還するというものでございます。今回は令和元年度に医科の設備購入の際に交付のあった鳥取県医療施設等設備整備費補助金を精算金として返還をするものでございます。返還額9,000円となっております。

以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** はい、じゃあ、以上ですね、はい。同じく説明のみですが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や語句の確認ございますか。よろしいですかね。はい。

#### 議案第115号令和4年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第2号）（説明）

◆**椋田昇一委員長** それでは次に議案第115号令和4年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算について執行部説明をお願いします。橋本次長。

○橋本 渉次長兼長寿社会課長 長寿社会課の橋本です。そうしましたら、本日本配りの福祉保健委員会補正予算説明資料A4の横長の方で説明をさせていただきます。9ページをお開きください。はい。9ページが歳入になります。繰越金、前年度繰越金11億6,871万8,000円を計上しております。令和3年度の決算確定しましたので、歳入、歳出の差額11万6,871万8,000円を翌年度に繰越しということで歳入に計上させていただいております。

次の10ページが歳出のほうの説明になります。先ほどの繰越金の精算ということになります。上から順番に説明をさせていただきます。介護給付費等準備基金積立金でございます。4億5,317万8,000円を計上させていただいております。この額は先ほどの繰越額から、これから説明します国県等への還付金と一般会計への精算額を引いた額ということになります。中ほどです。国庫支出金等過年度分還付金5億9,932万9,000円でございます。内訳としましては、介護給付費等の分が5億5,446万1,000円、国・県それから支払基金への精算の返還金ということになります。その下、地域支援事業等というところが4,486万8,000円でございます。こちらと同じく国・県、それから支払基金への返還金ということになります。一番下段でございます。一般会計へ繰出1億1,621万1,000円になります。こちら3年度事業費確定に伴う一般会計繰入金の精算ということになります。一般会計繰り出しということで1億1,621万1,000円となります。同額は一般会計のほうの歳入のほうで今回も補正をさせていただいております。

以上になります。

◆棕田昇一委員長 はい、同じく委員の皆様で聞き取りにくかった点等ございますか。よろしいですか。はい。では、議案の説明は以上といたします。

#### デイサービスセンター「やず友和苑」の処分について（説明・質疑）

◆棕田昇一委員長 その他報告に入ります。デイサービスセンターやず友和苑の処分についての説明を執行部お願いいたします。はい、山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。デイサービスセンターやず友和苑の処分についてということで、その他報告ということで報告をさせていただきます。見ていただく資料は本日本委員会用に作っております。ペーパー1枚物が手元にありますでしょうか。よろしいでしょうか。はい。では、説明に移らせていただきます。このデイサービスセンターやず友和苑の処分につきましては、ここのやず友和苑のほうで人員基準欠如に該当するにもかかわらず、減算を行わないで報酬を不正に請求していた事実が判明しました。このために不正請求による事実に対して一部効力停止等の行政処分を行ったものです。

なお、処分は令和4年7月29日に行っておりまして、その際に議会の皆様のほうへと、あと、市政記者室のほうへ資料の提供をさせていただき、既に報道等もなされている案件でございますので、一部御承知おきいただいていることとは思います。その処分後の経過も含めまして改めて報告をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1番、事業者及び事業所の概要ということで、事業者（法人）は株式会社やず友和苑、八頭町宮谷に所在しております。事業所につきましてはデイサービスセンターやず友和苑ということです。

2番、行政処分の内容といたしまして、指定通所介護事業所の一部効力の停止6か月、具体的には令和4年8月1日～令和5年1月31日まで新規の利用者の受入れの停止並びに請求できる介護報酬を7割を上限とすると、制限するという内容の処分を行っております。処分の日は先ほど申しました令和4年7月29日に行っております。介護報酬の不正請求につきましては、この7月29日の時点でいわゆる概算ということで請求額をそれぞれ鳥取市、八頭町、若桜町、世田谷区のほうがいわゆる保険者として該当があったということで、総額1,939万2,000円の概算ということで、そのときは計算をさせていただいております。処分の程度、一部効力停止6か月という処分を行ったわけですが、長期にわたり常態的に多額の不正請求を行ったと。あと、制度に対して誤った認識を持って不正の請求を行っていたということで一部効力停止6か月が妥当であると判断をしてこのたびの処分を行っております。なお、長期にわたってということで、期間につきましては令和3年の4月～令和4年の5月の間にいわゆる日々の基準の配置が満たされていない日が散見されたということです。ただし、減算をしなければいけないという規定がございまして、実際には令和3年7月分～令和4年2月分までの期間が本来減算して請求しなければいけないところを満額請求していたということで不正請求と認めた期間ということでございます。その金額が先ほど申しました本市も含めまして関係する保険者の総合計が1,939万2,000円であったということでございます。

その処分をした後の経過ということで、一番最後の4番、処分後の経過というところでございます。8月9日に返還金として鳥取市は1,029万4,987円を返還請求しております。内訳としましては介護報酬の本体部分と、あと、うち加算額が288万3,824円。これは4割の加算をすることができるという規定に基づきまして4割の加算をしております。また、生活保護受給者に係る高額介護サービス費の支給分として20万1,603円を含めまして1,029万4,987円を請求いたしました。事業者のほうからは8月23日に全額収納されております。また、(2)ですけれども、人員の基準が満たされていない状態で運営をされていたということで、改善勧告を8月2日の日に行っております。先月26日に先方から改善報告書の提出がありまして、ちょうど本日、今、事業所のほうに出向いて改善された内容の調査を、確認を行っているという状況でございます。

報告は以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 御説明いただきました。本件について委員の皆様から質疑や御意見等ございますか。はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。お世話になりますけれども。人員がね、かなり確保するのが大変だったんだろうなと思うんですけども、そのあたりはこれまでの、ここの監査権限というのは県が持っておられるんですかね。

◆**棕田昇一委員長** 山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** はい。デイサービスセンターの部分については、4町分も県との協定により監査を本市が行う、中核市である本市が行うということになっております。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** これ調べてみたらね、介護職員が10名ぐらいでやっておられるんですけど、実

績には有資格者というのが1となっていたんですよ。事業所の中のホームページがですよ。やっぱりかなり苦労して運営されてたんだろうなと思うんです。多分この夏には、ホームページから拾いましたから、多分直近ぐらいの実態はそういう形に上がっていたんだろうと思うんですね。ここは調べてみると美咲園というのが幾つか、4つぐらいあるのかな、東部だけでね。そういう形でやっておられるような施設なんで、こうやって返還金もできたんでしょけれども、もう少し早い時期にそういう職員の配置が危ういなというようなことが、監査の中でも分かるようであればね、やっぱり早めに指導したりという形があるんだろうなと思うんです。以前にもね、こんなことがあって職員配置が駄目で結局破産してしまったということが起こりましたが、指導監査というのはただ単に欠点を探すだけじゃない、やっぱりその事業者がきちっと自立してできるような、規定に沿ってできるようなところを援助するのも大事な役目だと思いますので、その辺ではやっぱりそういうところは早めにキャッチしながらね、情報をキャッチしながら今後に生かしていただければなというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

◆**椋田昇一委員長** 今のは御意見ということでよろしいですか。はい。そのほかございますか。ちょっと私のほうから。

◆**浅野博文副委員長** 椋田委員長。

◆**椋田昇一委員長** はい。処分の内容なり、この経済上の措置等々、根拠となる法令の条項が示されていますけど、この処分の区分なりね、あるいはその判断の基準っていうんですかね、例えばこういうことの場合にはこういう処分、こういうケースの場合にはこういう処分っていう、そういうものが多分あるんだろうと思うんですが、この場での説明はなかなか難しいと思うし、今、ぱっと聞いても理解しにくいんで、そういうものが多分あるだろうと思いますから、あればまた資料提供いただければと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

◆**浅野博文副委員長** 山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課山内です。処分の区分につきましては幾つかございます。一番重たいのが指定取消し、その次に重たいのは全部効力停止、いわゆるもう運営できない期間を定めてっていうのが全部効力停止、それで、このたびの処分は一部効力停止というので、一部というのはいわゆる新規の方の受入れを一定期間制限するというものになります。その前段としては、行政処分の区分に入りますのは改善命令というのも処分に該当します。その処分に至らない段階では改善勧告であったりとかそういったものがございます。

先ほど判断基準というもののお話がありました。これについては、国のほうもそれぞれの各指定権者がこういった処分のときに使えるような基準を何とか示そうというふうに、いろいろと国のほうも動いてはおりますけども、なかなか統一的なものはまだ、こういうものを使ってみてはどうですかというようなものは示されましたけども、それを使うかどうかはやはりそれぞれの指定権者の判断だということでございます。本市におきましてはやはり曖昧になってはいけないということで、いわゆる採点表みたいなものを作りまして、どこに該当したら何点とかいう、いわゆる減点方式で、何点以下になったら指定取消しだとか、何点から何点までだったら全部効力停止とか、そういったものを一応は内部的には作って運用するようにはしております。



◆浅野博文副委員長 椋田委員長。

◆椋田昇一委員長 はい。現状分かりました。それで、なかなかかちつとしたものは難しいってことも今の説明お聞きして分かりましたんで、それ以上は言えませんが、いずれにしても大事なものは、先ほど次長の説明の言葉の中にも曖昧であってはならないということもありましたし、それが結果、不公正な、あるいは不公平なことにケースケースによってそういうことが生じてはならないということが大事なことだと思いますんで、そのあたり留意しながらこれからも取り組んでいただきたいと思います。今日はそういうことです。そこまでにしておきたいと思えます。

はい、じゃあ、ちょっと私が委員長に復帰しまして、浅野副委員長。

◆浅野博文副委員長 はい。この処分の程度の考え方ってということで、長期にわたり常態的にということでもありますけど、この1年間で半年ほど不正があったということですけども、これ長期というのが、ちょっと感覚が、半年が長期なんかになってというのがちょっと疑問なところで、その辺を教えてもらいたいのと、あと、これ僕たちでも、素人でも人員配置が足りなかったら、そういう不正請求したらいけないというのは分かるんですけども、その何かそういった、ほかの事業所でもね、先ほど職員が足りないということが発生しやすい状況だと思うんで、そういった何か周知徹底みたいなことは今後どういうふうにするのか、ちょっと教えてください。

◆椋田昇一委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 地域福祉課山内です。まず、この件に関して、じゃあ、もう少し先ほど金田委員のほうからもありました、早く分からなかったとかいう話がありました。介護保険事業所につきましては、いわゆる実地指導、名前が変わって、すみません、実地指導という定期的にとというのは6年に1度というのが、一応国が示した基準でございまして、このやず友和苑につきましては平成28年度にまだ当時、県のほうが実地指導に行っております。そのときにも何点か改善すべき点というようなことでは指摘はあったようですけども、そのときにはこういう、いわゆる不正請求というところは、指摘はなく改善するよといった内容は平成28年に行っておりました。それで、そういったことで6年に1回のスパンの問題もあります。あと、このたびのこのやず友和苑につきましては、この監査に入ったきっかけとしては、やはり情報提供があったということをしっかしに行っております。ですので、当然早く分かれば、早く指導してこういう状態にならないよというのは当然心がけるべきと思いますが、たくさんある事業所を定期的に予定を組んで、実地指導という形で行かしていただいているのは、今は6年に1回というようなことの中で分かった段階では、当然改善の指導もしますし、そこにいわゆる不正な請求ということが明らかになれば、やはり処分の対象になっていくというふうには考えております。

あと、長期にわたりという期間の判断については、先ほど市のほうの内部でいろいろ項目を作って、どこに該当するかというようなことで、今ちょっと確認はします。多分その中に期間がどのくらい続いたらとか、というようなことが採点のポイントとして、たしかあったように記憶、今それは、確認はさせていただきたいと思えます。それで、この運営基準で定められている人の配置基準というのは、例えばデイサービスの場合は介護従業者の人数というのは15

人までが1人、さらに5人増すごとに1人というような計算をして、人数が定められております。ただ、実際には利用者の方もお休みがあったりとかということがございますので、毎日毎日、今日の利用者が何人、この人は何時から何時まで利用されたということの積み上げが1日分の利用の積み上げとしてあります。それで、そこに従事する従業員も勤務した時間を積み上げていって、それが満たされているか満たされていないかという比較を日々やっていって、その日満たされていなかったら、この日は人員が満たされてなかったなっていうことにはなります。ただ、減算をするかどうかというのはまたちょっと別な基準がございまして、一月丸々トータルをしたもので満たされているかどうかを考えて、その月満たされていない、9割以上であれば翌日すぐ減算はしなくてもいいけども、9割を満たさないような場合にはもう翌月から減算をしなきゃいけないとか、また、減算の基準というのもまたございまして、そういったことで先ほど申しました4月以降に、日々においては配置されていない日もあったんだけども、減算をしなきゃいけない月というのは7月から翌年、今年の2月までが減算の対象の月でそれがされてなかったというふうに認定したということですね、非常に、確かに事業所の管理者さんも、その辺の細かいことが確かによく分かっておられなかったということもありますが、ただ、ここに関しては、日々のそういった勤務の記録だとか、利用者さんの記録というのが非常に曖昧になっていまして、それがきちんとはつきり示せれないというような状態で、実際ここにはもう何度も何度も現地に赴いて聞き取りもしながら、そういった勤務実績をきちんと洗い出していただいた上で確定をしたという作業もございましたので、集団指導等そういった場で、この基準で減算しなきゃいけないよというのものもあるんですけども、まず、その前段としてきちんと、記録をきちんとつけて、日々そういうものができるようにきちんと整理をちゃんとしとかなきゃいけないよということは、これは当然口酸っぱく言っていく必要があるんだろうというふうに思います。そういったことがこういう不正を防ぐことかなというふうに思っております。

あと、すみません。こちらが作っています採点の表の中では、継続性という部分の視点で、すみません、先ほど長いと言いましたけども、採点上では3か月以上1年未満、中程度ということでマイナス要素にはなっているということでございます。

◆**棕田昇一委員長** 浅野副委員長。

◆**浅野博文副委員長** 詳しい丁寧な説明ありがとうございました。よく分かりました。この場合も県の監査が平成28年ということで、下手をすれば6年間ね、そういったことも考えられたわけで、日頃から口酸っぱくと次長も言っておられますけども、また改めて再徹底をお願いしたいと思います。以上です。

◆**棕田昇一委員長** はい、そのほかございますか。はい、寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** 利用者の考え方、利用者数ですね、返還額について、最低で世田谷区が40万4,000円ということで、これが仮に1名なのか、2名なのか、その辺ずっとしてみれば鳥取市は17、18名かな、八頭が22、23、25名かな、その辺の利用者数という内訳ぐらいと、それと返還のほうでね、よその町まではあれです、構いませんけど、ほかの町のほうの4割の、4割増しの措置ですね、加算されて、返還金の加算額っていいですか、その納付状況とかは分かりますか。

◆**棕田昇一委員長** 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。地域福祉課山内です。保険者別の利用者数についてはちょっとまた調べさせてください。あと、返還の状況につきましては八頭町と若桜町については返還があったと、全額返還があったというふうには聞いております。ちょっと世田谷については、ちょっと確認はしておりません。利用者数はちょっとまた、お待ちください。

◆椋田昇一委員長 よろしいですか。

◆寺坂寛夫委員 また後でいいです。

◆椋田昇一委員長 はい、そのほかございますか。今日は結局あれですね、現地指導があるから、現地確認があるから指導監査室長がこの委員会には欠席しておられるということですかね。はい、すみません。はい、山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。地域福祉課山内です。すみません。室長のほうはちょっと今、休み、病休でございまして、はい。申し訳ございません。代わりに私がずっと関わっていたものですから。はい。課内室ということありますし、私のほうで説明させていただきました。失礼しました。

◆椋田昇一委員長 分かりました。はい。じゃあ、本件、以上で終了します。以上でよろしいですね。はい。

では、これで福祉部を終了いたします。福祉部の皆様どうもお疲れさまでした。

#### 【健康こども部】

◆椋田昇一委員長 それでは引き続き健康こども部に入ります。

議案説明に入ります前に、橋本健康こども部長より御挨拶をいただきたいと思えます。

○橋本浩之健康こども部長 おはようございます。健康こども部の橋本でございます。健康こども部に係る今定例会の案件は議案1件でございます。議案は第112号の令和4年度鳥取市一般会計補正予算で、主な内容といたしましては新型コロナウイルス感染症に係るPCR等の検査に要する経費として1億2,341万2,000円、新型コロナウイルス感染症に対応するための、保健所体制強化のための経費といたしまして5,104万6,000円、物価高騰が続く中、私立保育園等の給食費の一部を緊急支援する経費といたしまして702万7,000円など、総額1億8,421万3,000円の増額補正を提案しております。また、指定管理施設であります鳥取市気高保健センターにつきまして、令和4年度で指定管理期間が満了いたしますので、令和5年度～令和9年度までの指定管理に係る債務負担の限度額について提案するものでございます。詳細につきましては担当課長のほうから説明申し上げますので、どうかよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議案第112号令和4年度鳥取市一般会計補正予算（第5号）のうち所管に属する部分（説明）

◆椋田昇一委員長 はい、それでは議案第112号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について説明いただきたいと思えます。順次お願いします。はい、山下次長。

○山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。それでは議案第112号令和

4年度鳥取市一般会計補正予算（第5号）所管に属する部分について御説明をさせていただきます。資料はお手元にお配りをさせていただいております令和4年度9月補正予算案、事業別概要、こちらのほうで説明をさせていただきますが、予算書のほうは26ページ、27ページのほうに該当いたします。

それでは事業別概要に基づきまして御説明をさせていただきます。23ページの上段を御覧ください。項目名、私立保育園等給食費緊急特別支援事業費（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）でございます。新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等背景としました物価上昇により、保育園等における給食で利用します食材経費も増加をしております。年度中の急な食材費の高騰は保護者が支払う、負担していただく給食費の増加や給食の質の低下、児童の栄養バランス低下につながるものが懸念されます。そのため、私立保育園や認定こども園の事業者に対して給食に要する経費を助成することで、保護者が支払う給食費の値上げの抑制、あとは栄養バランスや量や質を保った給食の実施につなげるということを目的としています。

事業の内容としましては社会福祉法人と私立が運営をします保育園、認定こども園等46園を対象に20の事業者に対して、食材費に充当する経費として助成費を支給いたします。助成額は入所児童数1人月額200円を基準の単価としまして、月ごと、園ごとに人数を基に積算し、令和4年9月～令和5年3月分までを市から事業者に対して支払われている運営費に加算をしまして支給をいたします。全体の事業費としましては令和3年度の9月～3月までの7か月間の月ごとの入所児童数の延べ人数3万5,135人を基に積算いたしました。それを基に積算した補正予算額として702万7,000円を計上いたします。財源としましては事業費の8割、562万1,000円にコロナ克服・新時代開拓臨時交付金を充当させていただきます。

こども家庭課の説明は以上になります。

◆**棕田昇一委員長** 雁長課長。

○**雁長悦子保健医療課長** 保健医療課雁長です。事業別概要の24ページ上段を御覧ください。ごめんなさい。すみません。失礼しました。

◆**棕田昇一委員長** 順番が違ったようで。じゃあ、もう一度、私のほうで、仕切り直します。もう一度、執行部、説明続けていただきますが、平戸所長、お名前平戸さんでお間違いないでしょうか。すみません。お願いします。

○**平戸由美こども発達支援センター所長** 委員長ありがとうございます。平戸と申します。こども発達支援センターです。私のほうから、事業別概要23ページの下段を御覧ください。若草学園管理運営費でございます。事業としましてこのたび補正をさせていただきたい内容でございますが、事業概要のところを御覧ください。この若草学園でございますが、発達支援の必要な幼児の通園施設として若草学園を置いております。園舎が建設されまして35年経過しているということで本施設の劣化等による損傷が生じたことによりまして、利用者の安全確保と保全を図るための早期の修繕の対応が必要になったということと、もう1点が、消防法第4条の立入検査によります不備事項に対する是正指導ということで対応したいものでございます。

まず、1点目です。経年劣化によります修繕ということで、施設の調理室内ですが、木製の棚の柱と建具枠が腐食しておりまして、さらに害虫、ネズミ等の出入りが少し見られたという

ことがありまして、場所的にも不衛生ということがございますので、早急の修繕が必要になったものでございます。修繕の内容としましては現在土間のコンクリートを撤去しまして、そこに腐食部分を交換撤去して新たにコンクリートを打ってそこにこうステンレスでカバーするというような工事を計画したいと考えております。調理室の木製柵の修繕としまして、修繕費87万4,000円を計上したものでございます。

そして次に備品整備でございます。今年6月にありました立入検査によりまして火災予防上の指摘事項として、現在遊戯室があるんですが、そこに敷いております安全マットが防災性能に欠けているという指摘がありました。適切な施設管理を行うために遊戯室に敷き詰める既存のジョイントマットを全て買い換える必要がございましたもので、そこに計上しております。遊戯室ジョイントマットの更新としまして55万4,000円を計上しております。

以上、補正額を142万8,000円としまして財源内訳は全て一般財源というふうにさせていただいております。

以上です。

◆**棕田昇一委員長** じゃあ、改めて雁長課長。

○**雁長悦子保健医療課長** 保健医療課雁長です。先ほど失礼いたしました。事業別概要の24ページ上段を御覧ください。感染症対策推進事業費です。これは今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、PCR検査等の検査委託経費を増額するものです。7月以降感染性が高いBA.5に置き換わりが進んでおりまして、大幅に陽性者が増えております。8月には530人の最大陽性者数を記録しました。また、陽性者の増加に伴いまして検査件数についても増加をしております。7月、8月は1万件を超える検査数でございました。今後も引き続き感染拡大の防止を図っていくために、PCR検査等の検査2万7,800件分の経費を計上しております。この2万7,800件の根拠ですけれども、今年度4月～6月までの検査実績を踏まえ算出しております。補正額は1億2,341万2,000円です。財源は国からの補助が2分の1、残り2分の1が一般財源となっております。

続きまして事業別概要の24ページ下段を御覧ください。保健所体制強化事業費（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）です。これは陽性者が増加する中においても保健所機能を維持できる体制を強化するための経費でございます。感染症に対応する会計年度職員の人件費698万7,000円、PCR検査予約センターにかかる委託費3,118万9,000円、パルスオキシメーターの購入費1,287万円となります。補正額は5,104万6,000円で財源の内訳は4,083万6,000円が国からの交付金、残りの1,021万円が一般財源となっております。

以上です。

◆**棕田昇一委員長** 小野澤次長。

○**小野澤裕子保健所次長兼健康・子育て推進課長** 健康・子育て推進課小野澤です。事業別概要の25ページ上段です。がん患者等に対する妊よう性温存療法助成事業費です。この事業は厚生労働省の通知に基づいてAYA世代と言われる15歳～40歳未満の方のがん患者の方が将来子供を持つ可能性を残せるよう支援することを目的として、がん治療を行う前に卵子や精子を凍結保存する費用の助成を行い、患者の経済的・心理的負担の軽減を図るものです。令和3年度

までは国・県・市で行っていた特定不妊治療費助成事業制度を活用してまいりましたが、令和4年度から不妊治療が保険適用となったことに伴ってこのたび補正要求となったものです。通常の不妊治療の保険適用外の助成と同程度となるように国・県助成に併せて市独自の上乗せ助成を計上させていただいております。内訳としましては、以前に凍結した受精卵を用いた治療として5万円の助成を2件分と、未受精卵、卵巣組織移植後精子を用いた治療として10万円助成を2件分ということで30万円を計上させていただいております。以上です。

すみません。もう1つあります。事業別概要書の47ページを開いてください。債務負担行為の概要ということで上げさせていただいております。47ページの指定管理者制度に基づき、指定管理者に委託する鳥取市気高保健センターの管理運営費ということで限度額1億8,031万5,000円、期間のほうが令和5年度～9年度の5年間となっております。この債務負担行為は今年度末で気高保健センターの指定管理委託期間が満了することに伴って計上するものです。気高保健センターは平成20年度より施設の管理運営を指定管理者に委託しております。現在は株式会社さんびるに委託しております。プールを所有する施設ということで、実施事業として水泳教室やリズム体操等を行っております。指定管理料につきましては指定管理のための委託料や光熱水費の高騰等により5年前より増額しております。今後のスケジュールといたしましては、本議会で議決をいただいた後に公募により募集し、選定を行います。12月議会において議決後、指定管理者の指定及び告示、基本協定書の締結を行い、令和5年4月より運営管理を開始していただく予定としております。

以上です。

◆**棕田昇一委員長** 山田課長。

○**山田浩昭生活安全課長** はい。生活安全課長山田でございます。事業別概要の25ページ下段でございます。野良猫不妊・去勢手術費補助金でございますけれども、平成28年度にこの補助金制度を導入いたしまして、飼い主のいない猫、いわゆる野良猫でございますけれども、そういった猫に対して不妊あるいは去勢手術を行った方に対しまして手術費用の7割を助成すると。ただし、上限は1万円ですよという制度でございます。それで、本年度当初、いわゆる50頭分ということで50万円を計上してございましたけれども、実は8月の時点で上限に達してしまいまして、100頭分、秋の出産シーズンでございますので、100頭分の追加をお願いするものでございます。合計150頭分ということですが、平成29年度～令和2年度までの実績と同じ程度ということで150頭分を確保したいというものでございます。以上です。

◆**棕田昇一委員長** はい、説明以上ですね。はい、御説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。はい。

では、以上で福祉保健委員会を終了します。どうもお疲れさまでした。

午前11時0分 閉会

# 令和4年9月定例会 福祉保健委員会

(議案説明、その他の報告)

日 時：令和4年9月8日(木)

午前10:00～

場 所：本庁舎7階 第1委員会室

## 福 祉 部 (10:00～)

### 1 議案【説明】

- ・ 議案第112号 令和4年度鳥取市一般会計補正予算(第5号)【所管に属する部分】
- ・ 議案第114号 令和4年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)
- ・ 議案第115号 令和4年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算(第2号)

### 2 その他の報告

- ・ デイサービスセンター「やず友和苑」の処分について  
(地域福祉課指導監査室・長寿社会課)

## 健康こども部 (福祉部終了後)

### 1 議案【説明】

- ・ 議案第112号 令和4年度鳥取市一般会計補正予算(第5号)【所管に属する部分】